

あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第63号）…………… 2
- 秋田市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例（第64号）…………… 3
- 秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する条例（第65号）…………… 3
- 秋田市立学校給食センター条例の一部を改正する条例（第66号）…………… 3
- 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（第67号）…………… 4
- 秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（第68号）…………… 4
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第69号）……………12
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（第70号）……………13
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第71号）……………13
- 秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（第72号）……………13
- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第73号）……………14

規 則

- 秋田市老人デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則（第66号）……………15
- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第67号）……………15
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第68号）……………17
- 秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則の一部を改正する規則（第69号）……………17

訓 令

- 秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令（第10号）……………17
- 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第11号）……………18

教 委 訓 令

- 秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令（第 4 号）……………24

上下水道局訓令

- 秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令（第 2 号）……………24

消 防 本 部 訓 令

- 秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令（第 6 号）……………24

告 示

- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第308号）……………25
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第309号）……………25
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の廃止について（第310号）……………25
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第311号）……………25
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第312号）……………26
- 固定資産税納税通知書の公示送達について（第313号）……………26
- 道路の区域決定および供用開始について（第314号）……………26
- 指定居宅介護支援事業者の指定について（第315号）……………26
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第316号）……………26
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第317号）……………26
- 住民票の職権消除について（第318号）……………27
- 秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の指定管理者の指定について（第319号）……………27
- 後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第320号）……………27
- 平成28年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第321号）……………27
- 市道路線の廃止について（第322号）……………38
- 市道路線の認定について（第323号）……………38
- 道路の区域決定および供用開始について（第324号）……………39
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第325号）……………40
- 秋田市公設地方卸売市場の指定管理者の指定について（第326号）……………40
- 医師の指定について（第327号）……………40
- 秋田市老人福祉センターの指定管理者の指定について（第328号）……………40
- 秋田市老人いきいの家の指定管理者の指定について（第329号）……………41

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第18号）……………41

選 管 告 示

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第45号）……………41

農 委 告 示

○秋田市農業委員会総会の招集について（第13号）……………41

上 水 道 局 告 示

○秋田市指定給水装置工事事業者の廃止について（第43号）…41
○秋田市指定給水装置工事事業者の廃止について（第44号）…41
○秋田市指定排水設備工事事業者の廃止について（第45号）…41
○秋田市指定排水設備工事事業者の廃止について（第46号）…41

公 告

○許可した開発行為に関する工事の完了について……………42
○予防接種法による定期予防接種について……………42
○公募型指名競争入札の実施について……………44
○総合案内フロアマネジャー業務委託の契約締結について…………44
○放置自転車等の撤去および保管について……………45
○予防接種法による定期予防接種について……………45
○差押財産の公売について……………46
○農業委員会の委員候補者の推薦の求めおよび募集について……………46
○建築基準法による道路の指定について……………47
○農用地利用集積計画の策定について……………47

農 委 公 告

○秋田市農地利用最適化推進委員候補者の募集について……………47

上 水 道 局 公 告

○受益者負担金の賦課対象区域について……………49
○受益者負担金の賦課対象区域について……………49
○受益者負担金の賦課対象区域について……………49

条 例

秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第63号

秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第

6項中「、その者が退職の際勤務していた市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）および」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

（秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「第5項又は前項」を「これら」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。（経過措置）
- 2 退職職員（退職した秋田市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、その者が退職の際勤務していた市の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における秋田市職員の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項および次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。
- 3 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第1条の規定による改正前の秋田市職員の退職手当に関する条例（以下この項および第5項において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の

支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する秋田市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する秋田市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

秋田市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第64号

秋田市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例

秋田市老人デイサービスセンター条例(平成3年秋田市条例第12号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第65号

秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する条例

秋田市リフレッシュガーデン条例(平成20年秋田市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第1項中「利用しよう」を「使用しよう」に改める。

第4条を次のように改める。

(使用料等)

第4条 リフレッシュガーデンの使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、使用を許可する際に徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を後納させることができる。

第5条および第6条を削る。

第7条の見出しを「(使用料の減免)」に改め、同条中「指定管理者は、特別な理由」を「市長は、公益上特に必要」に、「利用料金」を「前条の使用料」に改め、同条を第5条とする。

第8条を次のように改める。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条を第6条とする。

第9条の見出しを「(使用の制限等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「利用」を「使用」に改め、同条第3号中「利用」を「使用」に改め、同条第4号中「利用させる」を「使用させる」に改め、同条を第7条とする。

第10条の見出しを「(目的外使用等の禁止)」に改め、同条中「利用者」を「第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」に、「利用し」を「使用し」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「利用者」を「使用者」に、「の利用」を「の使用」に、「第9条の規定により利用」を「第7条の規定により使用」に、「利用の」を「使用の」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第10条とする。

第13条から第15条までを削り、第16条を第11条とする。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

施 設	区 分		単 位	金 額
ゴルフコース	平日	一般	1人1日につき	1,600円
		高校生以下		無料
	日曜日、土曜日および休日	一般	1人1日につき	2,600円
		高校生以下		無料
		1人3月につき	20,000円	
		1人1年間につき	50,000円	

備考

1 この表において「平日」とは、日曜日、土曜日および休日以外の日をいう。

2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

3 この表に掲げる使用料の額には、ゴルフ場利用税の額を含まない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の秋田市リフレッシュガーデン条例第4条の規定に基づきリフレッシュガーデンの利用に係る利用料金を支払っている者は、改正後の秋田市リフレッシュガーデン条例第4条の規定に基づきリフレッシュガーデンの使用料を納付している者とみなす。

秋田市立学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第66号

秋田市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

秋田市立学校給食センター条例(平成16年秋田市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立河辺学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第67号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成5年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第6条および第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第9条および第11条中「26円73銭」を「27円50銭」に、「55万7,115円」を「57万3,030円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の秋田市議会議員および秋田市長の選

挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第68号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例

（秋田市職員給与条例の一部改正）

第1条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の77.5」を「、6月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の82.5」に改める。

附則第20項中「100分の0.775」を「、6月に支給する場合には100分の0.775、12月に支給する場合には100分の0.825」に、「100分の77.5」を「、6月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の82.5」に改める。

附則第21項中「100分の0.85」を「100分の0.81」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員および任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	

24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		

	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
	94		294,000	341,800					
	95		294,400	342,300					
	96		294,800	342,700					
	97		295,000	342,800					
	98		295,300	343,300					
	99		295,700	343,700					
	100		296,100	344,000					
	101		296,300	344,300					
	102		296,600	344,700					
	103		297,000	345,100					
	104		297,300	345,500					
	105		297,500	346,000					
	106		297,800	346,400					
	107		298,200	346,800					
	108		298,500	347,200					
	109		298,700	347,700					
	110		299,100	348,100					
	111		299,500	348,400					
	112		299,800	348,700					
	113		299,900	349,200					
	114		300,200						
	115		300,500						
	116		300,900						
	117		301,100						
	118		301,300						
	119		301,600						
	120		301,900						
	121		302,300						
	122		302,500						
	123		302,800						
	124		303,100						
	125		303,400						
再任用 職 員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100
任期付 職 員	1	146,100							
	2	178,200							

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員お よび任 期付職 員以外 の職員		円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500
	2	247,700	333,500	398,400
	3	250,200	336,400	401,300
	4	252,700	339,400	404,100
	5	255,000	342,100	406,800
	6	258,800	345,400	409,500
	7	262,600	348,500	412,300
	8	266,400	351,600	415,000
	9	270,000	354,500	417,500
	10	274,000	357,400	420,200
	11	278,000	360,500	422,900
	12	282,000	363,700	425,600
	13	285,800	366,700	428,000
	14	289,800	370,300	430,500
	15	293,700	373,500	432,900
	16	297,600	377,200	435,400
	17	301,400	380,800	437,600
	18	305,000	383,500	440,000
	19	308,500	386,300	442,400
	20	312,100	389,000	444,800
	21	315,700	391,900	446,600
	22	319,400	394,500	449,000
	23	322,900	397,100	451,400
	24	326,400	399,500	453,700
	25	329,900	401,800	455,800
	26	332,700	404,100	458,100
	27	335,300	406,400	460,300
	28	337,900	408,700	462,600
	29	340,700	411,000	464,800
	30	342,800	413,100	467,100
	31	345,000	415,100	469,400
	32	347,400	417,200	471,600
	33	349,700	419,300	473,600
	34	352,100	421,200	475,700
	35	354,300	423,200	477,800
	36	356,800	425,200	479,900
	37	359,200	427,200	482,000
	38	361,600	429,200	483,800
	39	364,000	431,200	485,600
	40	366,200	433,200	487,400
	41	368,500	435,100	489,100
	42	369,900	436,900	490,900
	43	371,400	438,600	492,700
	44	372,800	440,400	494,500
	45	374,300	442,300	496,100
	46	375,700	444,100	497,800
	47	377,200	445,900	499,600
48	378,700	447,600	501,400	

	49	379,900	449,400	503,000
	50	380,900	451,100	504,300
	51	381,900	452,900	505,600
	52	382,800	454,700	506,900
	53	383,800	456,600	508,100
	54	384,700	457,800	509,400
	55	385,600	459,000	510,700
	56	386,500	460,200	512,000
	57	387,400	461,400	513,000
	58	388,300	462,400	513,800
	59	389,100	463,400	514,600
	60	389,900	464,400	515,400
	61	390,600	465,200	516,300
	62	391,100	465,900	517,100
	63	391,500	466,600	518,000
	64	392,000	467,300	518,800
	65	392,300	468,000	519,700
	66		468,700	520,600
	67		469,400	521,300
	68		470,100	522,200
	69		470,500	523,100
	70		471,200	523,900
	71		471,900	524,800
	72		472,600	525,700
	73		473,000	526,500
	74		473,600	527,400
	75		474,300	528,300
	76		475,000	529,000
	77		475,400	529,800
	78		476,000	530,700
	79		476,600	531,600
	80		477,100	532,500
	81		477,700	533,300
	82		478,200	534,200
	83		478,700	535,100
	84		479,200	536,000
	85		479,600	536,800
	86		480,200	537,700
	87		480,600	538,600
	88		481,100	539,500
	89		481,600	540,300
	90		482,200	
	91		482,800	
	92		483,200	
	93		483,700	
	94		484,300	
	95		484,900	
	96		485,500	
	97		486,000	
再任用 職 員		295,400	337,800	392,200
任期付 職 員		270,000		

イ 医療職給料表(2)

職員の 区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員お よび任 期付職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	

50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
86		288,700	324,600	345,500		
87		288,900	324,800	345,800		
88		289,100	325,200	346,100		
89		289,500	325,600	346,500		
90		289,700	326,000	346,800		
91		289,900	326,400	347,200		
92		290,100	326,800	347,500		
93		290,500	327,100	347,900		
94		290,700	327,300	348,200		
95		290,900	327,700	348,500		
96		291,200	328,000	348,800		
97		291,600	328,200	349,100		
98		291,900	328,500	349,500		
99		292,100	328,800	349,900		
100		292,400	329,100	350,300		
101		292,700	329,300	350,800		
102		292,900	329,600	351,200		
103		293,100	330,000	351,600		

	104		293,400	330,200	352,000		
	105		293,700	330,300	352,500		
	106			330,600			
	107			331,000			
	108			331,200			
	109			331,400			
	110			331,800			
	111			332,200			
	112			332,600			
	113			332,800			
再任用 職 員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000
任期付 職 員			184,400				

第2条 秋田市職員給与と条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「および孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの（次条において「行(1)8級職員等」という。）にあっては、3,500円）とし、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第9条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号もしくは第5号」に改め、同項第3号および第4号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)8級職員等が行(1)8級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)8級職員等以外のものが行(1)8級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係る

もののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の82.5」を「100分の80」に改める。

附則第20項中「、6月に支給する場合には100分の0.775、12月に支給する場合には100分の0.825」を「100分の0.8」に、「、6月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の82.5」を「100分の80」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「あり、および」を「あるのは「100分の150」と、」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附則第3項中「100分の0.85」を「100分の0.81」に改める。

別表中「371,000」を「372,000」に、「419,000」を「420,000」に改める。

第4条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「あるのは「100分の150」と、」を「あり、および」に、「100分の155」を「100分の152.5」に改める。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「および孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条および第5条ならびに附則第4項および附則第5項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の秋田市職員給与と条例（以下「第1条改正後の給与と条例」という。）附則第21項、別表第1および別表第2の規定ならびに第3条の規定による改正後の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）附則第3項および別表の規定は平成28年4月1日から、第1条改正後の給与と条例第27条第2項およ

び附則第20項の規定ならびに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秋田市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与(秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年秋田市条例第1号。以下「平成28年改正条例」という。)) 附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。)又は第3条の規定による改正前の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後の給与条例の規定による給与(平成28年改正条例附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の秋田市職員給与条例(以下「第2条改正後の給与条例」という。)) 第9条第3項第3号および第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与条例第8条第3項および第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))については1人につき6,500円(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの(次条において「行(1)8級職員等」という。))にあっては、3,500円)とし、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる配偶者」という。))については1人につき1万円とし、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万円)とし、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者および扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件
- 「(2) 扶養親族として
を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる
(4) 扶養親族たる
ての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつ子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つ条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22た場合(前号に該当する場合を除く。))
た場合(第1号に該当する場合を除く。))
歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族た

る要件を欠くに至った場合を除く。)

と、同条第3項中「次の
」

各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号もしくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後の給与条例第9条第3項第3号および第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与条例第8条第3項および第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族(次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))とあるのは「扶養親族」と、「(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの(次条において「行(1)8級職員等」という。))にあっては、3,500円)とし」とあるのは「とし」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」とする。

(規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第69号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「、通勤手当」を削り、「100分の150」を「6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の155」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「6月に支給する場合においては100分の150、12月

に支給する場合には100分の155」を「100分の152.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の規定は、平成28年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第70号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の150」を「6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の155」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の155」を「100分の152.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、平成28年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第71号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に改める。
第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の155」を「100分の152.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第72号

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養

子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第24条第2項中「を承認されている」を「又は秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

第2条 秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第73号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「子のある」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある」に改め、同条第4項中「第1項および前項」を「前3項」に、「子のある職員（）」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護

するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（）」に改め、「おける」と、「」の次に「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、および」を加え、「読み替える」を「、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替える」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（）」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第15条の2第4項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改め、同条を第15条の3とし、第15条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第16条の見出し中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加え、同条第1項中「および介護休暇」を「、介護休暇および介護時間」に改める。

第2条 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項および第4項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の2第2項の規定による請求又は改正後の条例第15条第1項の規定による申出を行おうとする職員は、第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、規則の定めるところにより、これらの請求又は申出を行うことができる。

3 第1条の規定による改正前の秋田市職員の勤務時間、休暇等

に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日（以下この項において「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

規 則

秋田市老人デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第66号

秋田市老人デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則

秋田市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成3年秋田市規則第15号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第67号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則一部を改正する規則

第1条 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の7を削る。

第8条の6中「前条第1項第4号」の次に「および第5号」を加え、「」と読み替えるを「(第15条第1項第2号に掲げる者に限る。)」と読み替えるに改め、同条を第8条の7とする。

第8条の5第1項第4項中「親」の次に「(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者もしくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)(第14条第1項において「特別養子縁組の成立前の監護者等」という。)を含む。)」を加え、「第8条の3」を「第8条の4」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 当該請求に係る子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第

27条第1項第3号の規定による措置が解除されたこと。
第8条の5を第8条の6とし、第8条の4を第8条の5とする。

第8条の3中「第8条の2第1項の」の次に「常態として当該子を養育することができるものとして」を加え、同条を第8条の4とし、第8条の2の次に次の1号を加える。

（特別養子縁組の監護期間中の子等に準ずる者）

第8条の3 条例第8条の2第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第8条の9第1項に次の1号を加える。

(4) 当該請求に係る子について民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事裁判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたこと。

第8条の10中「前条第2項第1号」を「前条第1項第4号ならびに第2項第1号」に、「準用する同条を第3項」を「準用する同条第2項および第3項」に、「第8条の8第1項中「第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「第8条の2第3項」と、「する。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「する」と、同条第2項および第3項中「第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「第8条の2第3項」を「第8条の8第2項中「第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「第8条の2第4項において準用する同条第2項の規定による支障の有無又は同条第3項」に、「あるのは「要介護者」を「あるのは「要介護者（第15条第1項第2号に掲げる者に限る。）」に改める。

第14条第1項の表第3号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を、「子」の次に「(条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。)」を加え、同表第8号中「達しない子」の次に「(条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。)」を、「親」の次に「(特別養子縁組の成立前の監護者等を含む。)」を加え、同表第12号の2中「妻の子」の次に「および条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者」を加え、同表第12号の3を次のように改める。

12の3	家族看護等	職員がその配偶者、父母、養育する義務教育終了前の子（配偶者の子および条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）もしくは配偶者の父母（以下この号において「家族」と総称する。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった家族の世話をを行うことをいう。）をし、又	1の年において6日（家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
------	-------	--	---------------------------------------

	は家族が予防接種、健康診 査もしくは健康診断を受け る際に介助をする場合で、 その勤務しないことが相当 であると認められるとき。
--	--

第14条第1項の表第12号の3の次に次のように加える。

12の 4	短期の介 護	職員が条例第15条第1項に 規定する要介護者（以下 「要介護者」という。）の介 護をする場合で、その勤務 しないことが相当であると 認められるとき。	1の年にお いて5日 （要介護者 が2人以上 の場合にあ っては、10日） の範囲内の 期間
----------	-----------	---	---

第14条第1項の表第13号中「に限る」を「および条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者をいう。以下この号において同じ」に改め、「連続する日数」の次に「(条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者については、7日)」を加え、同条第2項中「第12号の3」を「第12号の4」に改める。

第15条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(介護休暇)」を付し、同条第1項中「であって職員と同居しているもの」を「(第2号に掲げる者については、職員と同居しているものに限る。)」に改め、同項第1号中「祖父母」の次に「、孫」を加え、同項第2号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第2において同じ。)」を削り、同条第3項および第4項を次のように改める。

3 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日および末日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第15条に次の4項を加える。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項もしくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間もしくははこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項もしくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対し申し出なければならない。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項もしくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長

申出の期間」という。）の全期間にわたり第18条ただし書の規定により介護休暇を承認することができないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認することができないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第15条の2中「第15条の2第2項」を「第15条の3第2項」に改め、同条を第15条の4とし、第15条の次に次の2条を加える。

第15条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第15条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業条例第24条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第18条の見出し中「介護休暇」の次に「および介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第15条第1項」の次に「又は第15条の2第1項」を加える。

第20条の見出し中「介護休暇」の次に「および介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「(当該指定期間が2週間未満である場合には、任命権者が認める期間)」を加える。

第20条の2第2項中「第15条の2」を「第15条の3」に改める。

第21条第2項中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第2条 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条の3中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

第8条の6第1項第5号中「第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者もしくは同条第2項」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親もしくは同条第1号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次項および附則第8項の規定は公布の日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

（措置経過）

2 第1条の規定による改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第8条の5第1項もしくは第8条の8第1項の規定による請求又は改正後の規則第15条第3項の規定による申出を行おうとする職員は、第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、当該規定に定めるところにより、これらの請求又は申出を行うことができる。

（平成28年改正条例附則第3項の規定による指定期間の指定）

3 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年秋田市条例第73号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第3項に規定する職員の申出は、平成28年改正条例第15条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成28年改正条例附則第3項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 平成28年改正条例附則第3項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第3項の申出に基づき前項もしくは附則第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間もしくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項もしくは附則第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対し申し出なければならない。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 附則第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき附則第4項もしくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり改正後の規則第18条ただし書の規定により介護休暇を承認することができないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認とすることができないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。（準備行為）

8 附則第3項の指定期間の指定の申出は、施行日前においても行うことができる。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第68号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成28年1月1日」を「平成29年1月1日」に改め、同項中「平成28年1月1日」を「平成29年1月1日」に、「平成27年1月1日」を「平成28年1月1日」に改める。

附則第6項中「平成27年1月1日」を「平成28年1月1日」に改める。

附則第7項中「平成28年1月1日」を「平成29年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第69号

秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則（平成20年秋田市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第11条」に改める。

第4条の見出しを「(使用許可申請)」に改め、同条中「リフレッシュガーデン利用許可申請書」を「リフレッシュガーデン使用許可申請書」に改める。

第5条の見出しを「(使用許可書)」に改め、同条中「を受理した場合」を「の提出があったとき」に、「リフレッシュガーデン利用許可書」を「リフレッシュガーデン使用許可書」に改める。

第6条の見出しを「(使用の中止等の届出)」に改め、同条中「利用を中止しよう」を「使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しよう」に改める。

第7条および第8条を次のように改める。

(使用料の減免申請)

第7条 条例第5条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、リフレッシュガーデン使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付申請)

第8条 条例第6条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、リフレッシュガーデン使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第10号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程（平成7年秋田市訓令第2号）の一部を次

のように改正する。
 第2条に次の1号を加える。
 (3) 庶務事務システム 電子計算機を利用して職員のサービスの管理に関する事務処理を行う情報処理システムをいう。
 第9条中「時間外勤務命令票」を「庶務事務システム」に改め、同条に次のただし書を加える。
 ただし、庶務事務システムにより難しいときは、時間外勤務等命令簿兼整理簿によるものとする。
 第11条第1項に次のただし書を加える。
 ただし、庶務事務システムによりサービスの管理に関する事務処理を行う職員にあっては、この限りでない。
 第12条第1項中「休暇等届出書」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。
 ただし、庶務事務システムにより難しいときは、休暇等届出書によるものとする。
 第12条第2項中「出勤簿に押印がなく」を「職員が休暇等の手続をとらずに勤務しなかった場合であって」に、「場合」を「とき」に改める。
 第13条第1項各号列記以外の部分中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加え、同項に次のただし書を加える。
 ただし、第1号から第3号までに掲げる休暇について、庶務事務システムによる申出又は請求を行うことができないときは、休暇等届出書によるものとする。
 第13条第1項第1号から第3号までの規定中「休暇等届出書」を「庶務事務システム」に改め、同項中第5号を第6号とし、第

4号の次に次の1号を加える。
 (5) 介護時間 介護時間申請書により介護の対象者および休暇の時季を明らかにし、これらを証明する書類を添付して、所属長を経て市長に請求するものとする。
 第15条の見出し中「出勤簿」を「勤務状況」に改め、同条第1項中「は、」の次に「庶務事務システムにより作成された職員のサービスに関する記録又は」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「記録もしくは」を加え、「これ」を「これら」に改める。
 附 則
 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

秋田市訓令第11号

庁 中 一 般
 関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の0.85」を「100分の0.81」に改める。
 別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(2) (第2条関係)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員および任期付職員以外の職員		円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200
	2	128,800	180,700	202,300	249,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500
	4	130,700	183,700	205,000	251,700
	5	131,700	185,000	206,300	252,600
	6	132,700	186,500	207,700	253,900
	7	133,700	187,900	209,100	255,000
	8	134,700	189,300	210,500	256,200
	9	135,500	190,700	211,900	257,300
	10	136,500	191,900	213,500	258,400
	11	137,500	193,200	215,100	259,600
	12	138,600	194,300	216,500	260,800
	13	139,400	195,500	217,800	261,800
	14	140,400	196,600	219,300	262,900
	15	141,400	197,700	220,800	263,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900
	17	143,500	199,900	223,100	266,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200
	19	145,900	202,000	224,800	268,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200
	21	148,200	204,000	226,700	270,200
	22	149,400	205,100	228,200	271,300
23	150,600	206,200	229,500	272,400	

24	151,800	207,200	230,600	273,400
25	153,000	208,100	232,100	274,400
26	154,500	209,000	233,400	275,500
27	156,000	209,700	234,700	276,600
28	157,500	210,600	236,000	277,700
29	158,900	211,500	237,100	278,600
30	160,400	212,700	238,300	279,700
31	161,900	213,700	239,600	280,700
32	163,400	214,600	240,800	281,700
33	164,900	215,300	241,900	282,600
34	166,700	216,500	243,200	283,500
35	168,500	217,600	244,300	284,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300
38	173,800	220,800	248,000	287,200
39	175,500	222,000	249,300	288,100
40	177,200	223,100	250,600	289,000
41	178,800	224,000	251,600	289,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700
45	184,500	228,400	256,200	293,400
46	185,900	229,500	257,300	294,300
47	187,300	230,600	258,500	295,200
48	188,700	231,600	259,500	296,100
49	190,000	232,600	260,700	296,800
50	191,200	233,700	261,900	297,400
51	192,300	234,800	263,100	298,100
52	193,500	236,000	264,000	298,900
53	194,600	237,100	265,100	299,500
54	195,700	238,100	266,200	300,300
55	196,800	239,000	267,400	301,000
56	197,900	239,800	268,600	301,700
57	199,000	240,800	269,500	302,400
58	200,000	241,800	270,500	303,100
59	201,000	242,800	271,600	303,900
60	202,000	243,700	272,600	304,600
61	203,100	244,700	273,700	305,200
62	204,000	245,600	274,800	305,900
63	204,900	246,500	275,700	306,600
64	205,800	247,400	276,800	307,300
65	206,500	248,200	277,700	307,800
66	207,300	249,000	278,500	308,300
67	208,000	249,800	279,300	308,900
68	208,800	250,500	280,100	309,500
69	209,200	251,300	280,900	310,100
70	209,800	251,900	281,700	310,500
71	210,100	252,400	282,500	311,000
72	210,700	252,900	283,200	311,500
73	211,000	253,100	284,000	311,800
74	211,600	253,500	284,700	312,300
75	212,100	254,000	285,500	312,800
76	212,900	254,500	286,300	313,200
77	213,100	255,000	286,900	313,400

78	213,800	255,400	287,400	313,700
79	214,300	255,900	287,900	314,000
80	214,900	256,400	288,300	314,300
81	215,600	256,700	288,700	314,600
82	216,100	257,000	289,100	314,900
83	216,700	257,300	289,600	315,200
84	217,400	257,600	290,100	315,500
85	218,000	257,800	290,500	315,700
86	218,600	258,000	291,100	316,100
87	219,100	258,300	291,700	316,400
88	219,800	258,600	292,300	316,600
89	220,300	258,800	292,600	316,800
90	220,900	259,000	293,100	317,100
91	221,500	259,400	293,600	317,400
92	222,000	259,600	294,000	317,700
93	222,400	259,900	294,400	317,900
94	222,900	260,300	294,900	318,200
95	223,400	260,600	295,400	318,500
96	223,900	260,900	295,900	318,700
97	224,500	261,100	296,200	318,900
98	225,000	261,400	296,600	319,200
99	225,500	261,600	297,100	319,500
100	226,000	261,900	297,600	319,700
101	226,400	262,200	298,000	319,900
102	226,900	262,400	298,400	
103	227,500	262,700	298,700	
104	228,100	263,000	299,000	
105	228,500	263,200	299,300	
106	229,000	263,400	299,700	
107	229,500	263,700	300,100	
108	229,900	263,900	300,500	
109	230,100	264,200	300,800	
110	230,500	264,500	301,200	
111	231,000	264,800	301,600	
112	231,500	265,000	301,900	
113	231,800	265,200	302,100	
114	232,300	265,500	302,400	
115	232,800	265,700	302,700	
116	233,300	265,900	302,900	
117	233,600	266,200	303,100	
118	234,000	266,500	303,400	
119	234,400	266,800	303,700	
120	234,800	267,100	303,900	
121	235,200	267,200	304,100	
122		267,500	304,400	
123		267,800	304,700	
124		268,100	304,900	
125		268,200	305,100	
126		268,500	305,400	
127		268,800	305,700	
128		269,100	305,900	
129		269,200	306,100	
130		269,500	306,400	
131		269,800	306,700	

	132		270,100	306,900	
	133		270,200	307,100	
	134		270,500		
	135		270,800		
	136		271,100		
	137		271,200		
再任用 職 員		192,800	203,900	222,400	243,200
任期付 職 員		143,500			

備考 この表において、「再任用職員」とは地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により雇用された職員をいい、「任期付職員」とは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第3条又は第4条の規定により雇用された職員をいう。

別表第5中

30	を	29	に改める。
31		30	
32		30	
33		31	
33		31	
34		32	
34		32	
35		33	
35		34	
36		35	

附 則
(施行期日等)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程附則第3項および別表第1ならびに附則第4項の規定による改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（平成18年秋田市訓令第11号。以下「平成18年改正訓令」という。）附則第4項および附則別表の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(給料の切替え等)
- 3 この訓令の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年秋田市条例第68号）に従って行われる職員の例による。
(平成18年改正訓令の一部改正)
- 4 平成18年改正訓令の一部を次のように改正する。
附則第4項中「100分の0.85」を「100分の0.81」に改める。
附則別表を次のように改める。

附則別表 行政職給料表(2)（附則第2項関係）

職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100
2	142,700	193,500	229,500	263,000
3	143,900	195,300	231,000	264,800
4	145,000	197,100	232,600	266,900
5	146,100	198,700	234,100	268,700
6	147,200	200,500	235,800	270,600
7	148,300	202,300	237,300	272,500
8	149,400	204,100	238,900	274,600
9	150,500	205,800	240,300	276,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700
11	153,200	209,400	243,400	280,800
12	154,500	211,200	244,800	282,800
13	155,800	212,600	246,300	284,800
14	157,300	214,400	247,800	286,900
15	158,800	216,100	249,100	288,900
16	160,400	217,900	250,500	290,900
17	161,700	219,600	252,000	292,900
18	163,200	221,300	253,700	294,900
19	164,700	222,900	255,400	297,000

20	166,200	224,500	257,200	299,000
21	167,600	226,000	258,800	301,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100
23	172,900	229,300	262,300	305,100
24	175,500	230,900	264,000	307,200
25	178,200	232,200	266,000	309,000
26	179,900	233,700	267,900	311,100
27	181,600	235,100	269,700	313,200
28	183,300	236,400	271,500	315,200
29	184,800	237,700	273,200	317,100
30	186,600	238,900	275,100	319,100
31	188,400	239,900	277,000	321,200
32	190,100	241,100	278,700	323,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700
34	193,200	243,600	282,300	326,700
35	194,700	244,800	284,100	328,600
36	196,200	246,100	286,000	330,700
37	197,500	247,000	287,600	332,600
38	198,800	248,400	289,300	334,500
39	200,100	249,800	291,100	336,500
40	201,400	251,300	292,900	338,400
41	202,700	252,700	294,600	340,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000
44	206,600	256,800	299,500	345,900
45	207,800	258,000	301,200	347,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800
47	210,400	260,700	304,500	350,300
48	211,700	262,000	306,200	351,800
49	212,800	263,300	307,300	353,400
50	213,900	264,400	308,800	354,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400
52	216,000	267,000	311,900	356,400
53	217,100	268,000	313,500	357,300
54	218,100	269,100	315,100	358,400
55	219,000	270,400	316,700	359,300
56	220,000	271,700	318,200	360,400
57	220,600	272,800	319,700	361,300
58	221,500	273,800	320,900	362,000
59	222,300	274,800	322,100	362,700
60	223,200	275,900	323,300	363,400
61	223,900	277,100	324,000	363,800
62	224,900	278,100	324,900	364,400
63	225,700	279,000	325,700	365,100
64	226,600	280,000	326,500	365,800
65	227,300	280,700	327,400	366,100
66	228,100	281,600	327,800	366,800
67	229,000	282,300	328,500	367,500
68	230,100	283,200	329,300	368,200
69	230,800	284,200	330,100	368,500
70	231,500	285,000	330,800	369,100
71	232,100	285,800	331,500	369,800
72	232,900	286,600	332,200	370,400
73	233,700	287,400	332,700	370,700

74	234,400	287,900	333,300	371,300
75	235,100	288,300	333,800	372,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600
77	236,400	288,900	334,700	373,000
78	237,200	289,300	335,200	373,500
79	238,000	289,500	335,600	374,100
80	238,700	289,900	336,100	374,600
81	239,400	290,100	336,500	375,100
82	240,100	290,300	337,000	375,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200
84	241,500	291,000	338,000	376,500
85	242,100	291,300	338,300	376,900
86	242,800	291,600	338,700	377,400
87	243,500	291,900	339,200	377,800
88	244,200	292,300	339,600	378,200
89	244,900	292,600	339,900	378,600
90	245,400	293,000	340,300	379,100
91	245,800	293,300	340,800	379,500
92	246,300	293,700	341,200	379,900
93	246,600	293,800	341,400	380,200
94		294,000	341,800	
95		294,400	342,300	
96		294,800	342,700	
97		295,000	342,800	
98		295,300	343,300	
99		295,700	343,700	
100		296,100	344,000	
101		296,300	344,300	
102		296,600	344,700	
103		297,000	345,100	
104		297,300	345,500	
105		297,500	346,000	
106		297,800	346,400	
107		298,200	346,800	
108		298,500	347,200	
109		298,700	347,700	
110		299,100	348,100	
111		299,500	348,400	
112		299,800	348,700	
113		299,900	349,200	
114		300,200		
115		300,500		
116		300,900		
117		301,100		
118		301,300		
119		301,600		
120		301,900		
121		302,300		
122		302,500		
123		302,800		
124		303,100		
125		303,400		

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第4号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月22日

秋田市教育委員会
委員長 野 口 かおり

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令（平成7年秋田市教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「第5号」を「第4号」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 庶務事務システム 電子計算機を利用して職員の服務の管理に関する事務処理を行う情報処理システムをいう。

第9条中「時間外勤務命令票」を「庶務事務システム」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しいときは、時間外勤務等命令簿兼整理簿によるものとする。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより服務の管理に関する事務処理を行う職員にあっては、この限りでない。

第12条第1項中「休暇等届出書」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しいときは、休暇等届出書によるものとする。

第12条第2項中「出勤簿に押印がなく」を「職員が休暇等の手続をとらずに勤務しなかった場合であって」に、「場合」を「とき」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号から第3号までに掲げる休暇について、庶務事務システムによる申出又は請求を行うことができないときは、休暇等届出書によるものとする。

第13条第1項第1号から第3号までの規定中「休暇等届出書」を「庶務事務システム」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護時間 介護時間申請書により介護の対象者および休暇の時季を明らかにし、これらを証明する書類を添付して、所属長を経て教育長に請求するものとする。

第15条の見出し中「出勤簿」を「勤務状況」に改め、同条第1項中「は、」の次に「庶務事務システムにより作成された職員の服務に関する記録又は」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「記録もしくは」を加え、「これ」を「これら」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

上 下 水 道 局 訓 令

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月28日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システム（電子計算機を利用して職員の服務の管理に関する事務処理を行う情報システムをいう。以下同じ。）により事務処理を行う職員にあっては、この限りでない。第12条第4項中「休暇届出書」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しいときは、休暇等届出書によるものとする。

第12条第5項中「出勤簿に押印がなく」を「職員が休暇等の手続をとらずに勤務しなかった場合であって」に、「場合」を「とき」に改める。

第21条第4項中「時間外勤務命令票」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しいときは、時間外勤務等命令簿兼整理簿によるものとする。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

消 防 本 部 訓 令

秋田市消防本部訓令第6号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月27日

秋田市消防長 佐 藤 好 幸

秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市消防職員服務規程（平成28年秋田市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(2) 庶務事務システム 電子計算機を利用して職員の服務の管理に関する事務処理を行う情報処理システムをいう。

第9条中「時間外勤務命令票」を「庶務事務システム」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しいときは、時間外勤務等命令簿兼整理簿によるものとする。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより服務の管理に関する事務処

理を行う職員にあっては、この限りでない。

第12条第1項中「休暇簿等」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難いときは、休暇簿等によるものとする。

第12条第2項中「出勤簿に押印がなく」を「職員が休暇等の手続をとらずに勤務しなかった場合であって」に、「場合」を「とき」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号から第3号までに掲げる休暇について、庶務事務システムによる申出又は請求を行うことができないときは、休暇簿等によるものとする。

第13条第1項第1号から第3号までの規定中「休暇簿等」を「庶務事務システム」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 介護時間 介護時間申請書により介護の対象者および休暇の時季を明らかにし、これらを証明する書類を添付して、所属長を経て消防長に請求するものとする。

第15条の見出し中「出勤簿」を「勤務状況」に改め、同条第1項中「は、」の次に「庶務事務システムにより作成された職員の服務に関する記録又は」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「記録もしくは」を加え、「これ」を「これら」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第308号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年12月6日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
社会福祉法人新秋会	新秋会ホームヘルプセンター	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	平成28年11月30日	訪問介護、介護予防訪問介護

秋田市告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年12月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ラベンダー薬局	秋田市泉南三丁目18番11号	平成28年11月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ラベンダー薬局	秋田市泉南三丁目17番31号	平成28年10月31日

秋田市告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年12月9日

秋田市長 穂 積 志

廃止

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年月日
大 竹 歩	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2 F	平成28年11月30日

秋田市告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年12月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
小規模多機能型居宅介護事業所りんど	秋田市仁井田本町二丁目12番14号	平成28年10月1日
ラベンダー薬局	秋田市泉南三丁目18番11号	平成28年11月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ラベンダー薬局	秋田市泉南三丁目17番31号	平成28年10月31日
新秋会ホームヘルプセンター	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	平成28年11月30日

秋田市告示第312号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成28年12月9日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成28年11月1日から同月28日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間

午前10時から午後7時まで

イ 場所

秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成28年12月23日から平成29年6月23日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第313号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年12月15日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受ける者の住所および氏名

秋田市河辺赤平字小曾根81-1

田口 仁太郎

2 送達する書類

平成28年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域決定および供用開始の区間

整理番号	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
20964	釣瓶町14号線	秋田市広面字釣瓶町12番4地先 秋田市広面字釣瓶町13番3地先	116.1	7.06 ～ 9.86

2 区域決定および供用開始の期日

平成28年12月16日

3 縦覧期間

平成28年12月16日から平成29年1月12日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日ならびに平成28年12月29日から平成29年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第315号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成28年12月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 こだま	こだま居宅介護支援事業所	秋田市仁井田字新中島1035番地	平成28年12月15日	居宅介護支援

秋田市告示第316号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年12月19日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成28年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第317号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年12月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

秋田市告示第318号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月20日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市金足浦山字浦山78番地	伊藤 重道
秋田市土崎港北三丁目13番35号	畠山 和彦

（教示）

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告として（秋田市長が被告の代表となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

秋田市告示第319号

秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成28年12月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市にぎわい交流館
秋田市中通一丁目自動車駐車場
- 2 指定管理者
あきたまちづくり共同企業体

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 21,371,887	千円 78,373	千円 21,450,260
	1 国庫負担金	16,341,838	60,628	16,402,466

代表者 秋田まちづくり株式会社
代表取締役社長 畠 山 豊

- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

秋田市告示第320号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成28年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第321号

平成28年12月20日の「平成28年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 平成28年度秋田市一般会計補正予算（第4号）
平成28年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285,910千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131,893,175千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
（継続費の補正）
第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。
（繰越明許費）
第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。
（債務負担行為の補正）
第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

	2 国庫補助金	4,939,099	17,745	4,956,844
16 県支出金		8,766,680	33,829	8,800,509
	1 県負担金	4,989,415	27,711	5,017,126
	2 県補助金	3,153,190	6,118	3,159,308
19 繰入金		6,022,553	172,000	6,194,553
	2 基金繰入金	5,692,367	172,000	5,864,367
20 繰越金		910,566	129	910,695
	1 繰越金	910,566	129	910,695
21 諸収入		7,251,160	1,579	7,252,739
	5 雑入	1,222,398	1,579	1,223,977
歳 入	合 計	131,607,265	285,910	131,893,175

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 17,326,825	千円 21,013	千円 17,347,838
	1 総務管理費	15,318,211	8,073	15,326,284
	3 戸籍住民基本台帳費	517,327	12,940	530,267
3 民生費		49,584,649	180,013	49,764,662
	1 社会福祉費	23,654,430	178,462	23,832,892
	2 児童福祉費	16,443,092	1,551	16,444,643
4 衛生費		8,839,278	23,104	8,862,382
	1 環境衛生費	652,519	10,269	662,788
	7 母子衛生費	635,453	12,835	648,288
6 農林水産業費		2,847,507	35,542	2,883,049
	1 農業費	2,070,399	35,542	2,105,941
7 商工費		6,993,507	10,662	7,004,169
	1 商工費	6,993,507	10,662	7,004,169
8 土木費		15,481,497	2,904	15,484,401

	3 河川費	238,673	2,904	241,577
10 教育費		11,056,004	12,672	11,068,676
	1 教育総務費	1,312,852	2,592	1,315,444
	2 小学校費	2,323,478	10,080	2,333,558
歳 出	合 計	131,607,265	285,910	131,893,175

第2表 継続費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	南部市民サービスセンター 第2期整備事業	785,226	平成28年度	
				平成29年度	706,704
				平成30年度	78,522

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう修繕事業	350,000	平成27年度	170,000	360,000	平成27年度	170,000
				平成28年度	180,000		平成28年度	190,000

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	348,550

第4表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
外部監査実施経費	平成28年度～平成29年度	6,567
県・市連携文化施設整備推進経費	平成28年度～平成29年度	57,595
きずなでホットしていあきた 寄附金推進事業	平成28年度～平成29年度	102,769
「美術館の街」活性化事業	平成28年度～平成29年度	10,000
後期高齢者健康診査事業委託経費等	平成28年度～平成29年度	5,967
ねんりんピック秋田2017開催経費	平成28年度～平成29年度	174,596
社会福祉関連サービス委託経費等	平成28年度～平成29年度	4,172
障がい者福祉関連サービス委託経費等	平成28年度～平成29年度	103,306

老人福祉関連サービス委託経費等	平成28年度～平成29年度	31,082
健康管理関連事業委託経費等	平成28年度～平成29年度	15,785
子ども広場運営事業	平成28年度～平成30年度	31,110
住宅子育てサポート事業	平成28年度～平成29年度	19,548
知事選挙経費	平成28年度～平成29年度	9,410
市長選挙経費	平成28年度～平成29年度	10,901
雄和小学校スクールバス 運行管理委託経費	平成28年度～平成31年度	71,760
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成28年度設定文書法制課分)	平成28年度～平成29年度	2,223
同上 (平成28年度設定防災安全対策課分)	平成28年度～平成29年度	99
同上 (平成28年度設定契約課分)	平成28年度～平成29年度	4,800
同上 (平成28年度設定財産管理活用課分)	平成28年度～平成29年度	25,095
同上 (平成28年度設定工事検査室分)	平成28年度～平成29年度	6,348
同上 (平成28年度設定企画調整課分)	平成28年度～平成29年度	1,193
同上 (平成28年度設定財政課分)	平成28年度～平成29年度	3,811
同上 (平成28年度設定情報統計課分)	平成28年度～平成29年度	176,972
同上 (平成28年度設定広報広聴課分)	平成28年度～平成29年度	94,974
同上 (平成28年度設定市民税課分)	平成28年度～平成29年度	3,949
同上 (平成28年度設定地籍調査室分)	平成28年度～平成29年度	51
同上 (平成28年度設定東京事務所分)	平成28年度～平成29年度	11,936
同上 (平成28年度設定観光振興課分)	平成28年度～平成29年度	242,898
同上 (平成28年度設定文化振興課分)	平成28年度～平成29年度	2,532
同上 (平成28年度設定スポーツ振興課分)	平成28年度～平成29年度	99,345
同上 (平成28年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	平成28年度～平成29年度	101,319
同上 (平成28年度設定大森山動物園分)	平成28年度～平成29年度	26,503
同上 (平成28年度設定千秋美術館分)	平成28年度～平成29年度	80,000
同上 (平成28年度設定民俗芸能伝承館分)	平成28年度～平成29年度	282
同上 (平成28年度設定佐竹史料館分)	平成28年度～平成29年度	219

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成28年度設定文化会館分)	平成28年度～平成29年度	44,011
同 上 (平成28年度設定生活総務課分)	平成28年度～平成29年度	9,675
同 上 (平成28年度設定市民課分)	平成28年度～平成29年度	12,462
同 上 (平成28年度設定西部市民サービスセンター分)	平成28年度～平成29年度	3,750
同 上 (平成28年度設定北部市民サービスセンター分)	平成28年度～平成29年度	5,076
同 上 (平成28年度設定河辺市民サービスセンター分)	平成28年度～平成29年度	4,328
同 上 (平成28年度設定雄和市民サービスセンター分)	平成28年度～平成29年度	2,125
同 上 (平成28年度設定南部市民サービスセンター分)	平成28年度～平成29年度	42,889
同 上 (平成28年度設定東部市民サービスセンター分)	平成28年度～平成29年度	3,327
同 上 (平成28年度設定中央市民サービスセンター分)	平成28年度～平成29年度	3,167
同 上 (平成28年度設定市民相談センター分)	平成28年度～平成29年度	1,795
同 上 (平成28年度設定福祉総務課分)	平成28年度～平成29年度	98,911
同 上 (平成28年度設定食肉衛生検査所分)	平成28年度～平成29年度	2,919
同 上 (平成28年度設定保健総務課分)	平成28年度～平成29年度	13,270
同 上 (平成28年度設定子ども総務課分)	平成28年度～平成29年度	292
同 上 (平成28年度設定子ども育成課分)	平成28年度～平成29年度	6,715
同 上 (平成28年度設定子ども健康課分)	平成28年度～平成29年度	2,276
同 上 (平成28年度設定環境総務課分)	平成28年度～平成29年度	2,154,460
同 上 (平成28年度設定産業企画課分)	平成28年度～平成29年度	206,042
同 上 (平成28年度設定建設総務課分)	平成28年度～平成29年度	523,277
同 上 (平成28年度設定都市総務課分)	平成28年度～平成29年度	258,171
同 上 (平成28年度設定会計課分)	平成28年度～平成29年度	168
同 上 (平成28年度設定議会事務局分)	平成28年度～平成29年度	4,088
同 上 (平成28年度設定選挙管理委員会事務局分)	平成28年度～平成29年度	104
同 上 (平成28年度設定農業委員会事務局分)	平成28年度～平成29年度	2,485
同 上 (平成28年度設定教育委員会総務課分)	平成28年度～平成29年度	35,482
同 上 (平成28年度設定学事課分)	平成28年度～平成29年度	111,381

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成28年度設定生涯学習室分)	平成28年度～平成29年度	23
同上 (平成28年度設定北部公民館分)	平成28年度～平成29年度	379
同上 (平成28年度設定自然科学学習館分)	平成28年度～平成29年度	22
同上 (平成28年度設定中央図書館明德館分)	平成28年度～平成29年度	3,851
同上 (平成28年度設定土崎図書館分)	平成28年度～平成29年度	17
同上 (平成28年度設定雄和図書館分)	平成28年度～平成29年度	369
同上 (平成28年度設定商業高校分)	平成28年度～平成29年度	1,844
同上 (平成28年度設定御所野学院高校分)	平成28年度～平成29年度	13,128
同上 (平成28年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	平成28年度～平成29年度	161
同上 (平成28年度設定消防本部総務課分)	平成28年度～平成29年度	13,589

平成28年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第2号)
平成28年度秋田市の土地区画整理会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(繰越明許費)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第1表 繰越明許費」による。
(債務負担行為)
第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 繰越明許費 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	427,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	339,000

第2表 債務負担行為 (単位：千円)

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成28年度設定)	平成28年度～平成29年度	15,088

平成28年度秋田市市営墓地会計補正予算(第1号)
平成28年度秋田市の市営墓地会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為 (単位：千円)

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成28年度設定)	平成28年度～平成29年度	4,621

平成28年度秋田市中央卸売市場会計補正予算(第1号)
平成28年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算(第1号)は、

次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度

額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成28年度設定)	平成28年度～平成29年度	2,329

平成28年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）
平成28年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成28年度設定)	平成28年度～平成29年度	77,547

平成28年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）
平成28年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、
次の定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成28年度設定)	平成28年度～平成29年度	41,128

平成28年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
平成28年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成28年度設定)	平成28年度～平成29年度	101,886

平成28年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）
平成28年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、
次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	平成28年度～平成29年度	439,702
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成28年度設定福祉総務課分)	平成28年度～平成29年度	40,182

平成28年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
 平成28年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
 は、次に定めるところによる。
 （債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成28年度設定）	平成28年度～平成29年度	12,769

平成28年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）
 （総則）

第1条 平成28年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （債務負担行為）

第2条 平成28年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成28年度から 29年度まで	407,517千円
水道施設切廻等 業務委託経費	平成28年度から 29年度まで	140,000千円
配水管整備事業	平成28年度から 29年度まで	682,000千円

平成28年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）
 （総則）

第1条 平成28年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （債務負担行為）

第2条 平成28年度秋田市下水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成28年度から 29年度まで	538,700千円
管渠建設事業	平成28年度から 29年度まで	435,000千円

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		千円 1,338,434	千円 5,400	千円 1,343,834
	1 負担金	1,338,434	5,400	1,343,834
15 国庫支出金		21,450,260	1,861,394	23,311,654
	2 国庫補助金	4,956,844	1,861,394	6,818,238

平成28年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
 （総則）

第1条 平成28年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （債務負担行為）

第2条 平成28年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成28年度から 29年度まで	67,788千円

平成28年度秋田市一般会計補正予算（第5号）
 平成28年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,320,370千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,213,545千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の補正は、「第3表 市債補正」による。

16 県支出金		8,800,509	603,225	9,403,734
	2 県補助金	3,159,308	603,225	3,762,533
19 繰入金		6,194,553	15,000	6,209,553
	2 基金繰入金	5,864,367	15,000	5,879,367
20 繰越金		910,695	551	911,246
	1 繰越金	910,695	551	911,246
22 市債		10,757,900	1,834,800	12,592,700
	1 市債	10,757,900	1,834,800	12,592,700
歳入合計		131,893,175	4,320,370	136,213,545

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 49,764,662	千円 1,152,482	千円 50,917,144
	1 社会福祉費	23,832,892	1,152,482	24,985,374
6 農林水産業費		2,883,049	609,305	3,492,354
	1 農業費	2,105,941	609,305	2,715,246
8 土木費		15,484,401	973,907	16,458,308
	2 道路橋りょう費	4,395,995	650,400	5,046,395
	5 都市計画費	4,908,744	286,204	5,194,948
	7 住宅費	1,008,966	37,303	1,046,269
10 教育費		11,068,676	1,584,676	12,653,352
	2 小学校費	2,333,558	1,253,260	3,586,818
	3 中学校費	1,371,381	331,416	1,702,797
歳出合計		131,893,175	4,320,370	136,213,545

第2表 繰越明許費補正
(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金等給付事業	1,007,372

6 農林水産業費	1 農業費	河辺たまごの郷畜産クラスター事業	603,225
		県営土地改良施設等整備事業負担金	6,080
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	213,000
		電線共同溝整備事業	304,400
		橋りょう修繕事業	133,000
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	2,981
		地方道路交付金事業	245,400
10 教 育 費	2 小学校費	広面小学校大規模改造事業	104,859
		旭川小学校大規模改造事業	379,068
		仁井田小学校大規模改造事業	194,600
		外旭川小学校大規模改造事業	198,760
		小学校施設等改修経費	165,029
		小学校トイレ環境改善事業	210,944
	3 中学校費	泉中学校大規模改造事業	284,144
		中学校施設等改修経費	47,272

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	348,550	37,823	386,373

第3表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
農 業 費	89,400	5,600	95,000			
道 路 橋 り ょ う 費	969,900	290,000	1,259,900			
土 地 区 画 整 理 費	760,900	37,800	798,700			
街 路 事 業 費	434,500	113,300	547,800			
住 宅 費	247,900	20,500	268,400			
小 学 校 費	73,500	1,049,900	1,123,400			

中 学 校 費		286,500	286,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
社 会 福 祉 費		31,200	31,200			
計	10,757,900	1,834,800	12,592,700			

平成28年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）
平成28年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第3号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,051千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,754,413千円
とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算
補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」によ
る。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 983,200	千円 46,228	千円 1,029,428
	1 国庫補助金	983,200	46,228	1,029,428
4 繰 入 金		1,645,178	37,823	1,683,001
	1 一般会計繰入金	1,645,178	37,823	1,683,001
歳 入 合 計		2,670,362	84,051	2,754,413

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		千円 2,667,862	千円 84,051	千円 2,751,913
	1 土地区画整理費	2,667,862	84,051	2,751,913
歳 出 合 計		2,670,362	84,051	2,754,413

第2表 繰越明許費補正

（変 更）

（単位：千円）

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費	1 土地区画整理費	秋 田 駅 東 第 三 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	427,000	84,051	511,051

平成28年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）
（総則）

第1条 平成28年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。
（業務の予定量）

第2条 平成28年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」と
いう。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量）（補正予定量）（計）

- (4) 主要な建設改良事業
- (イ) 管 渠 建 設

管渠改築等 3,600m 1,544m 5,144m
(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,134,533千円」を「4,152,933千円」に、当年度分損益勘定留保資金「2,684,024千円」を「2,702,424千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	6,337,464	349,600	6,687,064
	千円	千円	千円
第1項 企業債	3,945,800	165,600	4,111,400
	千円	千円	千円
第3項 補助金	1,368,000	184,000	1,552,000
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 資本的支出	10,471,997	368,000	10,839,997
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	4,620,821	368,000	4,988,821
	千円	千円	千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限度額	3,945,800	165,600	4,111,400
	千円	千円	千円

秋田市告示第322号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第10条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

1 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
20012	手形山崎2号線	手形字山崎200番2地先	
		手形字山崎200番4地先	

2 縦覧期間

平成28年12月21日から平成29年1月16日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日ならびに平成28年12月29日から平成29年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第323号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
20994	手形西谷地53号線	手形字西谷地199番地先	
		手形字西谷地199番地先	
20995	手形山崎新栄町2号線	手形字山崎212番地先	
		手形新栄町207番10地先	
20996	手形西谷地54号線	手形字西谷地100番7地先	
		手形字西谷地61番3地先	
20997	手形西谷地55号線	手形字西谷地102番1地先	
		手形字西谷地102番2地先	
20998	手形西谷地56号線	手形字西谷地103番3地先	
		手形字西谷地101番1地先	
20999	手形山崎27号線	手形字山崎91番3地先	
		手形字山崎16番5地先	
21000	手形山崎新栄町3号線	手形字山崎203番1地先	
		手形新栄町211番4地先	
21001	手形山崎新栄町4号線	手形字山崎203番2地先	
		手形新栄町207番6地先	
21002	広面谷地田17号線	広面字谷地田34番1地先	
		広面字谷地田34番2地先	
30869	八橋三和町10号線	八橋三和町189番1地先	
		八橋三和町179番2地先	
51049	仁井田瀧中町24号線	仁井田瀧中町142番8地先	
		仁井田瀧中町142番14地先	
60871	新屋関町後16号線	新屋町字関町後208番10地先	
		新屋町字関町後208番4地先	

60872	新屋関町後17号線	新屋町字関町後 208番21地先	
		新屋町字関町後 208番2地先	
60873	新屋関町後18号線	新屋町字関町後 208番24地先	
		新屋町字関町後 208番18地先	
60874	新屋北浜19号線	新屋北浜町186番 18地先	
		新屋北浜町186番 10地先	
70624	堤台一丁目6号線	御所野堤台一丁目 6番23地先	
		御所野堤台一丁目 6番23地先	
70625	堤台一丁目7号線	御所野堤台一丁目 6番38地先	
		御所野堤台一丁目 6番8地先	
70626	堤台一丁目8号線	御所野堤台一丁目 6番19地先	
		御所野堤台一丁目 6番37地先	
70627	堤台一丁目9号線	御所野堤台一丁目 6番73地先	
		御所野堤台一丁目 6番69地先	
70628	堤台一丁目10号線	御所野堤台一丁目 6番64地先	
		御所野堤台一丁目 6番60地先	
70629	堤台一丁目11号線	御所野堤台一丁目 6番13地先	
		御所野堤台一丁目 6番9地先	

2 縦覧期間

平成28年12月21日から平成29年1月16日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日ならびに平成28年12月29日から平成29年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月21日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
20994	手形西谷 地53号線	手形字西谷地199番 地先	56.80	6.00
		手形字西谷地199番 地先		
20995	手形山崎 新栄町2 号線	手形字山崎212番地 先	110.00	6.00
		手形新栄町207番10 地先		
20996	手形西谷 地54号線	手形字西谷地100番 7地先	108.70	6.00
		手形字西谷地61番3 地先		
20997	手形西谷 地55号線	手形字西谷地102番 1地先	50.30	4.00
		手形字西谷地102番 2地先		
20998	手形西谷 地56号線	手形字西谷地103番 3地先	48.30	6.00
		手形字西谷地101番 1地先		
20999	手形山崎 27号線	手形字山崎91番3地 先	74.10	6.00
		手形字山崎16番5地 先		
21000	手形山崎 新栄町3 号線	手形字山崎203番1 地先	124.10	6.00
		手形新栄町211番4 地先		
21001	手形山崎 新栄町4 号線	手形字山崎203番2 地先	60.80	6.00
		手形新栄町207番6 地先		
21002	広面谷地 田17号線	広面字谷地田34番1 地先	53.80	6.00
		広面字谷地田34番2 地先		
30869	八橋三和 町10号線	八橋三和町189番1 地先	103.60	5.60 ～ 5.90
		八橋三和町179番2 地先		
51049	仁井田瀧 中町24号 線	仁井田瀧中町142番 8地先	249.60	6.00
		仁井田瀧中町142番 14地先		
60871	新屋関町 後16号線	新屋町字関町後208 番10地先	85.00	6.00
		新屋町字関町後208 番4地先		

60872	新屋関町 後17号線	新屋町字関町後208 番21地先	95.00	6.00
		新屋町字関町後208 番2地先		
60873	新屋関町 後18号線	新屋町字関町後208 番24地先	41.00	6.00
		新屋町字関町後208 番18地先		
60874	新屋北浜 町19号線	新屋北浜町186番18 地先	87.40	5.00 ～ 6.00
		新屋北浜町186番10 地先		
70624	堤台一丁 目6号線	御所野堤台一丁目6 番23地先	131.00	6.00
		御所野堤台一丁目6 番23地先		
70625	堤台一丁 目7号線	御所野堤台一丁目6 番38地先	269.20	6.00
		御所野堤台一丁目6 番8地先		
70626	堤台一丁 目8号線	御所野堤台一丁目6 番19地先	159.00	6.00
		御所野堤台一丁目6 番37地先		
70627	堤台一丁 目9号線	御所野堤台一丁目6 番73地先	62.00	6.00
		御所野堤台一丁目6 番69地先		
70628	堤台一丁 目10号線	御所野堤台一丁目6 番64地先	59.00	6.00
		御所野堤台一丁目6 番60地先		
70629	堤台一丁 目11号線	御所野堤台一丁目6 番13地先	65.60	6.00
		御所野堤台一丁目6 番9地先		

2 縦覧期間

平成28年12月21日から平成29年1月16日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日ならびに平成28年12月29日から平成29年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第325号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成28年12月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市新屋元町16番11号
氏名 渡 部 要 二
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市添川字境内川原1番地1
- 3 売りさばき所の名称

ファミリーマート秋田添川店

秋田市告示第326号

秋田市公設地方卸売市場の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。
平成28年12月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市公設地方卸売市場
- 2 指定管理者
秋田市外旭川字待合28番地
あきた市場マネジメント株式会社
代表取締役 鈴木 信 夫
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

秋田市告示第327号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成28年12月28日

秋田市長 穂 積 志

医 師 名	医療機関名	診療科名	担当する 障害分野
佐々木正弘	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科 リハビリテーション科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 肢体不自由 そしゃく機能障害
安田 恒男	五十嵐記念病院	脳神経外科	肢体不自由
朝倉 受康	秋田赤十字病院	腎臓内科	じん臓機能障害

秋田市告示第328号

秋田市老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。
平成28年12月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市老人福祉センター
- 2 指定管理者
秋田市八橋南一丁目8番2号
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会
会長 野口 良孝
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

秋田市告示第329号

秋田市老人いこいの家の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成28年12月28日

秋田市長 穂 積 志

- 施設名
秋田市老人いこいの家
- 指定管理者
秋田市八橋南一丁目8番2号
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会
会長 野口 良孝
- 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

教 委 告 示

秋田市教委告示第18号

平成28年12月22日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成28年12月16日

秋田市教育委員会
委員長 野 口 かおり

選 管 告 示

秋市選管告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成28年12月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 50分の1の数 5,391人
- 3分の1の数 89,850人

農 委 告 示

秋田市農委告示第13号

平成28年12月15日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成28年12月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋
案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（5件）
- 農用地利用集積計画（平成28年度第9号）に関する件
- 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件
- 秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱を設定する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第43号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成28年12月14日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
伊藤水道	伊 藤 隆 治	秋田市河辺松測字松測 23番地

2 廃止年月日

平成28年12月10日

秋田市上下水道局告示第44号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成28年12月14日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社センユ ウ興業	佐々木 満	大仙市大曲西根字中嶋 455番地

2 廃止年月日

平成28年12月5日

秋田市上下水道局告示第45号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成28年12月14日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
有限会社柴田設 備	柴 田 貞 雄	大仙市飯田字屋敷通 4 番地

2 廃止年月日

平成28年10月31日

秋田市上下水道局告示第46号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定によ

り告示する。

平成28年12月28日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
有限会社斎藤設備工業	斎 藤 聡	秋田市旭川新藤田東町4番10号

2 廃止年月日

平成28年10月31日

公 告

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成28年10月27日付け秋田市指令第4477号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成28年12月2日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目1番20号

共和ホーム株式会社

代表取締役 池田 宇史

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市柳田字境田137番

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年12月2日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類

別表1のとおり

2 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類

別表2のとおり

別表1

予防接種を行う主たる場所	所在地	医師名	四種混合	三種混合	二種混合	ポリオ不活化	麻疹混合	単抗原	麻しん	単抗原	風しん	日本脳炎	(B,C,G)結核	ヒブ	球菌肺炎	小児肺炎球菌	ロイム病	水痘	B型肝炎	インフルエンザ	肺炎球菌	高齢者	登録日			
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	長井 拓哉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10月1日		
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	舛川 仁																		○	○			10月3日		
ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	木村 洋貴																		○	○			9月28日		
		大野 秀雄																			○	○			9月28日	
五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号	安田 恒男																			○	○			10月11日	
中通りハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	池田 祐介																			○	○			10月1日	
清和病院	秋田市柳田字石神59番地	中西 弘實																			○	○			10月13日	
		桑原 直行																				○	○			10月13日
		渡部真樹子																				○	○			10月1日
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	朝倉 受康																			○				10月12日	
		清水 尚子																				○				10月12日
		大内 東香																				○				10月12日
		加藤文一郎																				○				10月12日
		津田 一範																				○				10月12日
		鈴木 りほ																				○				10月12日
		宮澤 秀彰																				○				10月12日
		齋藤芳太郎																				○				10月12日
		鈴木 洋平																				○				10月12日
		佐藤 千晶																				○				10月12日
		田村 智																				○				10月12日
		高橋 玄德																				○				10月12日
		笹嶋 素子																				○				10月12日
小黑 希理																				○				10月12日		
袴田 真由																				○				10月12日		

		富澤 宏基																○	10月12日	
		齊藤 文菜																○	10月12日	
		小林 壮																○	10月12日	
		坂口 太一																○	10月12日	
		柴田健太郎																○	10月12日	
		小林 昭仁																○	10月12日	
		滑川 将気																○	10月12日	
		若木暢々子																○ ○	10月1日	
		高清水奈央	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10月1日	
社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	池田 祐介	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10月13日	
		満永 義乃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10月13日	
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	鈴木 仁美																○ ○	10月1日	
		佐藤 佳澄																○ ○	10月1日	
東通りこどもとアレルギーのクリニック	秋田市広面字野添53番地	小松 真紀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11月1日	
秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	石川 素子															○	○	8月25日	
医)仁政会 サンクリニック	秋田市土崎港中央四丁目8番10号	肥田野文夫															○		10月1日	
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	籠島 可奈																× ×	10月4日	
		石黒 英明																× ×	10月4日	
		茂木 崇秀																× ×	10月4日	
		須藤 和久																× ×	10月4日	
		中岡 宙子																× ×	10月4日	
		岩城 忍																× ×	10月4日	
		木村 滋	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	10月4日
		栗山 章司																	× ×	10月4日
		岩本 陽輔																	× ×	10月4日
		渡邊 潤																	× ×	10月4日
		佐藤 博美																	× ×	10月4日
		亀田優里菜																	× ×	10月4日
		大嶋 厚志																	× ×	10月4日
		金森 啓太																	×	10月4日
		小野 宏晃																	×	10月4日
		石田 雅宣																	×	10月4日
		亀山 仁美																	×	10月4日
		齋藤晋太郎																	×	10月4日
		関根 悠哉																	×	10月4日
		三浦 隆徳																	×	10月4日
		三田 基樹																	×	10月4日
		上野 真侑																	×	10月4日
		中島 発史	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	10月1日
加藤 明英	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	10月1日		
石塚 純平	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	10月1日		
社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	大山 翔吾	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	10月1日	
		小林 祐美	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	10月1日	
		松村 真樹	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	7月31日	
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	齋藤 由里	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	6月30日	
		小松 真紀	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	9月30日	
		廣瀬 雄己																	×	9月30日
		宮部 結																	×	9月30日
		新出 彩香	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	9月30日		

五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号	佐伯 重昭														×			10月31日	
		石川 浄基															×			10月31日
		門脇 謙															×			10月31日
とおる内科医院	秋田市御所野地藏田二丁目1番3-2号	高橋 徹		×	×		×	×	×								×			9月5日

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成28年12月8日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 件 名	冷温水機定期部品交換修繕 (矢崎 CH-M90HC、1号機)
(2) 仕 様 書	別紙(省略)のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市太平山自然学習センター (秋田市仁別字マンタラメ227番地1)
(4) 履 行 期 間	平成29年3月31日まで
(5) 入札参加要件	ア 秋田市の建設工事登録業者のうち管工事A級又はB級として登録を受けている者であること。 イ 過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。 エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
(6) 入札参加申込み	
受 付 期 間	平成28年12月8日(木)から同月20日(火)まで。ただし、同月12日(月)は休館日のため不可とする。
受 付 時 間	午前9時から午後5時まで。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。
受 付 場 所	秋田市太平山自然学習センター (秋田市仁別字マンタラメ227番地1)
(7) 入 札	
日 時	平成29年1月11日(水)午前9時30分
場 所	秋田市仁別字マンタラメ227番地1 秋田市太平山自然学習センター 会議室
入 札 保 証 金	免除
(8) 契 約 日	平成29年1月17日(火)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

(イ) 業務受注状況調(様式2)

提出期日現在までの業務受注状況がわかるもの(契約書等の写しを添付)

イ 申請書等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

ウ 申込書等の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知については、平成28年12月27日(火)以降に電子メール等により送付する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター(電話 827-2171)

(4) 仕様書等の内容に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター(電話 827-2171)

秋田市公告

秋田市財務規則第120条の2第3号の規定により、総合案内フロアマネジャー業務委託について契約を締結したので公告する。

平成28年12月9日

秋田市長 穂 積 志

業務名	総合案内フロアマネジャー業務委託
契約締結日	平成28年12月9日
契約の相手方	住 所 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 業者名 株式会社ニチイ学館
契約金額	82,153,440円
契約の相手方とした理由	企画提案では、本案件の従事者に案内業務経験者を70%以上配置し、十分な実績とバックアップ体制に基づき新たに加わる電話案内業務を含め仕様書全般について安定的に業務運用が可能だと判断できる点や、職員と違った視点で新たな改善提案を行っている点が優れていると評価した。 また、業務体制では、能力向上のための配置や研修方法が優れており、在籍している業務従事者の他にも十分に人員を担保できる点や、これまでの業務の実施状況から必要十分な配置箇所数の提案があり、3年という期間で繁忙状況に柔軟に対応可能となるものと判断した。
担当課	秋田市市民生活部市民課

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成28年12月13日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数 (107台)
 - 追分駅前自転車等駐車場 27台
 - 上飯島駅前自転車等駐車場 3台
 - 土崎図書館前自転車等駐車場 3台
 - 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 17台
 - 土崎駅前自転車等駐車場 17台
 - 下浜駅前自転車等駐車場 1台
 - 新屋駅前自転車等駐車場 13台
 - 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 2台
 - アトリオン広場地下自転車駐車場 12台
 - 牛島駅西自転車等駐車場 2台

- 牛島駅東自転車等駐車場 5台
- 秋田駅西地下自転車駐車場 2台
- 秋田駅東自転車等駐車場 3台
- (2) 撤去し、保管した年月日
平成28年12月7日および同月8日
- (3) 防犯登録番号等
別紙(省略)のとおり
- (4) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前9時から午後5時まで
イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場
- (5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成28年12月27日から平成29年6月27日まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および平成28年12月29日から平成29年1月3日までを除く。
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 自転車等の処分
この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。
- 4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年12月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類
別表1のとおり
- 2 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類
別表2のとおり

別表1

予防接種を行う主たる場所	所在地	医師名	四種混合	三種混合	二種混合	ポリオ	不活化	麻しん混合	単抗原	麻しん	単抗原	風しん	日本脳炎	(B,C,G)結核	ヒブ	小児肺炎球菌	ロイマ感染症	ヒトパピ	水痘	B型肝炎	インフル	エンザル	肺炎球菌	高齢者	届出日	
南浦医院	秋田市檜山本町1番32号	門脇 謙																								10月20日
		熊谷 肇																								
秋田はすめまくりニック	秋田市広面字蓮沼68番地2	高濱 正人																								11月10日
		高濱 聡子																								
工藤胃腸内科クリニック	秋田市中通一丁目3番5号	鈴木 謙一																								10月27日
外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地	北原 栄																								11月1日

笠松病院	秋田市浜田字藍の原52番地	大森 佑貴																	○	○	11月2日
社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	難波 美妃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12月1日

別表2

予防接種を行っていた主たる場所	所在地	医師名	四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻しん風しん混合	単抗麻しん	単抗風しん	風しん	日本脳炎	B・C・G	(結核)	ヒブ	球菌肺炎	小児肺炎球菌	ロイヤルバディ	水痘	B型肝炎	インフルエンザ	肺炎球菌	高齢者	届出日	
笠松病院	秋田市浜田字藍の原52番地	小野 大輔																				×	×	11月2日

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成28年12月20日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

2 公売日時

(1) 参加申込期間

平成29年1月10日(火)午後1時から同月23日(月)午後11時まで

(2) 入札期間

平成29年1月30日(月)午後1時から同年2月1日(火)午後11時まで

(3) 開札

平成29年2月2日(火)午前10時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成29年2月2日(火)午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市企画財政部特別滞納整理課

7 買受代金納付期限

平成29年2月9日(木)午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。

13 消費税等の取扱い

見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。

14 その他

- (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
- (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。
- (4) 秋田市は瑕疵担保責任を負わない。

秋田市公告

農業委員会等に関する法律（平成26年法律第88号）第9条第1項の規定により、農業委員会の委員候補者の推薦の求めおよび募集を行うので、秋田市農業委員会の委員候補者の推薦および募集に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、公告する。

平成28年12月20日

秋田市長 穂 積 志

1 募集人数

19人

2 任用期間

平成29年7月20日から平成32年7月19日まで

3 身分

秋田市の非常勤特別職

4 職務内容

農業委員会総会（月に1回（必要に応じて複数回）、平日の日中に開催）に出席し、付議される議案について審議する。
このほか必要に応じて農地の現地確認や調査、農地所有者との面談等を行う。

5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例に基づき支給する。

6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募できる者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 市内に住所を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 成年被後見人又は被保佐人

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦および応募に係る手続等

(1) 候補者を推薦する場合

ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農業委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に必要事項を記入し、記名押印のうえ提出すること。

イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農業委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）に必要事項を記入し、記名押印のうえ提出すること。

(2) 候補者の募集に応募する場合

募集に応募しようとする者は、秋田市農業委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、記名押印のうえ提出すること。

(3) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、下記の問合せ先へ提出すること。

8 推薦・募集期間

平成29年1月4日(火)から同月31日(火)まで。持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、1月31日(火)必着。

9 選考方法

秋田市農業委員会委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考する。

結果については、3月下旬に秋田市のホームページ等により公表する。

10 推薦および募集に係る書類の提出先および問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市産業振興部産業企画課（本庁舎3階）
電話 018-888-5722

11 その他

(1) 受付期間の中間時および終了後、法令の規定に基づき、推薦および応募に関する状況を秋田市ホームページで公表する。

(2) 提出書類に記載された個人情報は適正に管理し、農業委員の選考のみに使用する。

また、提出された候補者推薦申込書および候補者応募申込書は返却しない。

(3) 推薦および応募様式は、次の窓口か下記のホームページから入手すること。

窓 口	所 在 地	電話番号
産業振興部 産業企画課	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号	018-888-5722
河辺市民サービスセンター産業建設担当	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	018-882-5161
雄和市民サービスセンター産業建設担当	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-5545

《秋田市産業振興部産業企画課ホームページ》
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ag/mn/default.htm>

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成28年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 申請者の住所および氏名
秋田市榎山太田町3番35号
有限会社ジャンセン企画
代表取締役 山谷 潤子
- 道路位置指定箇所
秋田市榎山南新町下丁50番5
- 道路幅員
4.00～4.01メートル
- 道路延長
34.79メートル
- 指定年月日および番号
平成28年12月26日 第6号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成28年度第9号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

農 委 公 告

秋田市農委公告

秋田市農地利用最適化推進委員候補者を次のとおり募集するので、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第13条第3項の規定により、公告する。

平成28年12月22日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 募集区域および人数

区域	募集人数
第1区域	6人
第2区域	6人
第3区域	5人
第4区域	6人
第5区域	6人

2 任用期間

平成29年7月20日から平成32年7月19日まで

3 身分

秋田市の非常勤特別職

4 職務内容

担当区域における現場活動（農地の現地確認や調査、農地所有者との面談など）を担当する。必要に応じて農業委員会総会に出席する場合もある。

(1) 主な業務

- ア 担い手への農地の集積・集約化
- イ 耕作放棄地の発生防止・解消
- ウ 新規参入の促進等に伴う現地での調査
- エ 指導および監視業務

5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例に基づき支給する。

6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募できる者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 市内に住所を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 成年被後見人又は被保佐人
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦および応募に係る手続き等

(1) 候補者を推薦する場合

ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に必要事項を記入し、記名押印のうえ提出すること。

イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）に必要事項を記入し、記名押印のうえ提出すること。

(2) 候補者の募集に応募する場合

募集に応募しようとする者は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、記名押印のうえ提出すること。

(3) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、下記の間合せ先へ提出すること。

8 推薦・募集期間

平成29年1月4日(水)から同月31日(火)まで。持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、1月31日(火)必着。

9 選考方法

秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考する。結果については、3月下旬に秋田市のホームページ等により公表する。

10 推薦および募集に係る書類の提出先および問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市農業委員会事務局（本庁舎5階）
電話 018-888-5796

11 その他

- (1) 受付期間の中間時および終了後、法令の規定に基づき、推薦および応募に関する状況を秋田市のホームページで公表する。
- (2) 提出書類に記載された個人情報は適正に管理し、農地利用最適化推進委員の選考のみに使用する。
また、提出された候補者推薦書および候補者応募書は返却しない。
- (3) 推薦および応募様式に、次の窓口か下記のホームページから入手すること。

窓 口	所 在 地	電話番号
秋田市農業委員会事務局	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 (5階)	018-888-5796
河辺市民サービスセンター産業建設担当	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	018-882-5161
雄和市民サービスセンター産業建設担当	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-5545

《秋田市農業委員会ホームページ》

<http://www.city.akita.akita.jp/city/coag/default.htm>

<区域内地区>

区 域	地 区
第1区域	次に掲げる地区 (1) 金足片田地区、金足黒川地区、金足高岡地区および金足吉田地区 (2) 金足岩瀬地区、金足浦山地区、金足追分地区、金足清水地区、金足小泉地区、金足下刈地区、金足鳴崎地区および金足堀内地区 (3) 下新城地区 (4) 飯島地区 (5) 上新城地区 (6) 寺内地区、八橋地区、土崎地区、將軍野地区および港北地区
第2区域	次に掲げる地区 (1) 旭川地区、泉地区、保戸野地区、新藤田地区、手形地区、濁川地区、添川地区、山内地区および仁別地区 (2) 広面地区、檀山地区、柳田地区、東通地区、南通地区、中通地区および千秋地区 (3) 外旭川地区 (4) 太平地区 (5) 下北手地区、横森地区および桜地区 (6) 上北手地区
第3区域	次に掲げる地区 (1) 下浜地区 (2) 新屋地区、勝平地区、旭南地区、川尻地区、川元地区、山王地区および浜田地区 (3) 豊岩地区 (4) 四ツ小屋地区、御所野地区および御野場地区 (5) 仁井田地区、大住地区、牛島地区、茨島地区および御町地区

第4区域	次に掲げる地区 (1) 河辺赤平地区、河辺大張野地区、河辺大沢地区および河辺高岡地区 (2) 河辺諸井地区、河辺和田地区および河辺神内地区 (3) 河辺戸島地区、河辺畑谷地区および河辺豊成地区 (4) 河辺松測地区および河辺北野田高屋地区 (5) 河辺岩見地区 (6) 河辺山内地区
第5区域	次に掲げる地区 (1) 雄和女米木地区、雄和戸賀沢地区および雄和相川地区 (2) 雄和左手子地区、雄和種沢地区および雄和平尾島地区 (3) 雄和神ヶ村地区、雄和碓田地区および雄和萱ヶ沢地区 (4) 雄和新波地区、雄和向野地区および雄和繋地区 (5) 雄和田草川地区および雄和芝野新田地区 (6) 雄和妙法地区、雄和石田地区、雄和平沢地区、雄和椿川地区および雄和下黒瀬地区

賦課対象区域

太平目長崎字上目長崎、河辺和田字式田（別添図面（省略）に表示された施工箇所にした土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成28年12月5日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

賦課対象区域

仁井田字大野および新屋町字新町後（別添図面（省略）に表示された施工箇所にした土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成28年12月7日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

賦課対象区域

東通一丁目（別添図面（省略）に表示された施工箇所にした土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成28年12月14日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

